

豊田市水道管工事標準仕様書の改正内容について

1 主な改正内容

(1) 契約約款の改正に伴う改正

① 契約金額内訳書

法定福利費の確認のため契約締結後14日以内に提出することを明記(1-1-4)
(令和5年4月1日以降に契約した工事は提出が必要)

② 工事下請負届

工事下請負届の廃止に伴う記載内容の修正
(令和5年4月1日以降に契約した工事は提出不要)
(1-1-11・1-1-46・9-3-2, 3, 4)

(2) 建設業法施行令の改正に伴う改正

① 監理技術者等の専任が必要となる請負代金額の変更

請負代金額 3,500万円(建築一式7,000万円)から
4,000万円(建築一式8,000万円)へ引き上げ
(1-1-6・1-1-46・1-1-56・1-3-1・9-2-2)

② 監理技術者の配置が必要となる下請負代金額の変更

下請負代金額 4,000万円(建築一式6,000万円)から
4,500万円(建築一式7,000万円)へ引き上げ
(1-1-46・1-1-55, 56)

(3) 愛知県標準仕様書の改訂に基づく改正

① 建設副産物

再生資源利用(促進)計画書の掲示について追記(1-1-21)

② 施工管理

工事情報共有化及び不具合等発生時の措置について追記(1-1-29)

③ 工事記録

工事記録は任意の様式で提示とする。(当日の作業内容が確認できる程度の内容)
週休2日制工事については、「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」によるカレンダー形式の工事記録を提出する。(週休2日制工事の場合は任意様式での工事記録の作成不要とする)
(1-1-46・9-5-3)

④ 法定外の労災保険の付保

法定外の労災保険の付保について追記(1-1-49)

(4) 建設発生土(土砂)等の利用と処理に関する実施要領の策定に基づく改正

① 再生資源促進利用計画の作成に伴う確認結果表

500m³以上の搬出時に作成する (1-1-46・1-2-3)

② 土砂受領書

500m³以上の搬出入時に作成または確認する (1-1-46・1-2-3)

(5) 給水切替に関する改正

- ① 給水管の公道内接続する際の条件及び手続方法について明記 (4-9-1)
- ② メーター設置位置に関する注意事項を明記 (4-9-1)

(6) ダクティル鑄鉄管 (K形) の離脱防止措置について

- ① 仕切弁付近で既設管切断時における離脱防止措置について記載を修正 (5-3-5)
(水道管継手の離脱事故を受けての記載修正)

(7) その他の改正

- ① 履行報告の提出時期について
工事着手の月分からの提出と明記 (1-1-46)
- ② 工事写真
原則すべての工事を電子媒体とし、紙媒体での提出は不可 (1-1-46)
- ③ 労災保険関係成立票
注文者の氏名 (豊田市事業管理者) を明記 (1-3-2)
- ④ 写真管理
弁栓類、排水設備、給水切替について撮影頻度を明記 (9-4-5)
- ⑤ 様式の追加、変更等について
 - ・ 契約金額内訳書 (令和5年4月1日以降の契約について提出が必要)
 - ・ 工事下請負届 (令和5年4月1日契約以降については不要と明記)
 - ・ 工事記録 (参考様式に変更)
 - ・ 水道管継手管理表に以下を追加
 - 「水道配水用ポリエチレン管 (HPP) メカニカル継手部」
 - 「変換ソケット (HPP×PPE) 継手部」
 - 「ポリエチレン管ワンタッチ継手部」

2 その他

- ・ 適用日を **令和5年4月1日** とし、改正があればその都度対応していく
- ・ 施工計画書における施工管理項目 (出来形管理及び品質管理) 等については、**最新の** 愛知県建設局土木工事標準仕様書及び土木工事現場必携を参照のこと。また、管理項目がない場合は、監督員と協議すること。
- ・ **様式改訂による旧様式は、既契約工事では使用可能。**